

臣恭しく惟^まうに、皇上の宝位に嗣登するや、仁恩は廣大にして万邦に普及し、臣の小国を待するに赤子を撫するが若し。如し准奏を蒙らば、乞う、該部に勅し、永^⑦業及び宣徳三年（一四二八）の事例を参照して、附搭の物貨を將て銅錢を給与し、回国して流通せしめんことを。国用乏しからずして、職貢常有るを得るに庶^ちからん。臣感激の至りに勝^たえず。礼部^⑧に咨して知会するを除くの外、謹んで具して奏聞す。

為の字より起こし外の字に至りて止む。計字三百字、紙一張
右、謹んで奏聞す

成化元年（一四六五）八月十五日 琉球国中山王臣尚徳、謹んで上奏す

注 (1) 估価 評価。

- (2) 王府失火 「世譜」「尚泰久王、附記」に「景泰四年癸酉（一四五三）会尚金福王薨、世子志魯將立、時王弟布里威勢甚盛、：布里大怒、発兵攻撃、志魯亦擁兵拒戦、両軍混殺、滿城火起、府庫焚焼、布里・志魯両傷俱絶」とある火災であろう。このことは『明実録』景泰五年二月己亥の条にも記述がある。
- (3) 近年以来：恩賜を蒙らず 『明実録』天順三年（一四五九）三月甲申の条に、尚泰久が銅錢の給賜を請うたのを却け、絹匹等を給賜した記事がある。

(4) 節次 折々。

(5) 程鵬 『明実録』成化二年閏三月乙亥の条に、この入貢についての記事がある。

- (6) 東香 速香に同じか。
(7) 永業及び宣徳三年の事例 「二六〇七」参照。
(8) 礼部に咨 「一七一六」。

1-12-20

国王尚円の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏

（一四七二、九、二八）

琉球国中山王臣尚円、謹んで奏す。謝恩の事の為にす。

成化八年（一四七二）七月初四日、欽んで欽差の正使給事中官榮・副使行人韓文及び帯せる官・軍人等、海船一隻に坐駕して国に到るを蒙る。詔書^①・勅諭^②を開読し、冠服・礼物等の件を頒賜し、臣尚円に王爵を封じ、及び王妃に彩幣を賜い、及び先父王尚徳を賜祭す。此れを欽み、欽遵す。俱に已に奉受するの外、所有の欽奉せる詔勅・頒賜は、上年の封王の事例に照依し、番国に留鎮するの外、臣円、固より当に躬親^{みづか}ら闕に詣り、天恩に拝謝すべきも、奈んせん謹んで藩維を守れば、能く遠く離るること莫し。理として合に通行すべし。今、特に王舅武実等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び、金結束金竜紋金靴酒金漆鞘金竜紋腰刀一把・金結束金竜紋紅線扎靶酒金漆鞘腰刀二把・銀結束銀竜紋銀花靶紅漆鞘腰刀二把・銀結束銀竜紋光靶紅漆鞘腰刀二把・鍍金銅結束紅線扎靶螺鈿鞘腰刀一十把・鍍金銅結束沙魚皮靶螺鈿鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅線扎靶紅漆鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅線扎靶黑漆鞘腰

刀一十把・鍍金銅結束紅漆靶鞘蓑刀三十把・鍍金銅結束螺鈿靶鞘
蓑刀二十把・五彩編緋穿束皮鉄甲一領・紅編緋穿束皮鉄甲一領・
鎖子甲手套一双・鍍金鉄面一双・鍍金銅護膝一双・色線穿紅漆鉄
護腿一双・犀角二十六個、共に重さ一十七斤・磨刀石二様、共に
重さ一万斤・貼金彩画屏風二扇・貼金墨画等様扇二百把・象牙四
十三条、共に重さ五百斤・馬三十四・硫黄四万斤を装載し、京に
赴き謝恩せしむ。臣円、当に益々敬を堅め補報是れ図るべし。礼
部に備咨して知会するを除くの外、謹んで具して奏聞す。

為の字より起こし外の字に至りて止む。計四百四十字、紙一張
右、謹んで奏聞す

成化八年（一四七二）九月二十八日 琉球国中山王臣尚円、謹
んで上奏す

注 (1) 詔書 (〇一八)。

(2) 勅諭 (〇一九)。

(3) 頒賜 頒賜の目録は(〇二〇)。

(4) 武実 『明実録』成化九年四月丁卯の条にこの入貢の記事が
ある。

(5) 扎靶 刀のつかに(紐などを)巻きつけること。

(6) 編緋 幅の狭い平紐、組紐。

(7) 鎖子甲手套 鎖籠手か。肩先から左右の腕をおおうもので、
布帛の袋に鎖を綴じつけて仕立てる。

(8) 礼部に備咨 (一七一八)。

1-12-21

国王尚円の、前年の進貢使の強盜殺人事件を釈明し、従来通
りの一年一貢を請う奏(二四七六)

琉球国中山王臣尚円、奏す。開読し復命する事の為にす。

本国、成化十年（一四七四）謹んで方物を備え、正義大夫等の
官の程鵬等を差わし朝貢せしむ。回還するに、勅諭を齎捧し、国
に到る。開読するに、夷邦をして先次の通事蔡璋等を責問し、劫
を行いたる番人を追究し、法に依りて懲治せしめよ。今後は每船
一百人、多くも一百五十人を過ぎず、二年一貢せよ、とあり。遵
依して即ち通事蔡璋並びに同船せる一起の人犯を拘し、親自ら、
逐一隔別に研究するに、各々、陳二官は賊に劫殺せらるると供す。
之を拘問するに、先の船は、港外の馬頭江の綱崎を離れて抛泊し、
通船の人衆は一人も岸に登るを許さず。豈に番人、遠く本船を離
れ強劫し殺人するの情有らんや、と。異口同詞なり。事明にし
て理順なり。委に実情無し。懷安県の官、一時挨拶に従無きも、
只だ陳二官の隣人王宗なる人の、空に托して番人の劫を行うを告
指するに憑り、該管の地方の里老をして王宗の告供する所に依憑
して結せしめて申達す。上司は実跡の有無を究めず、只だ該県の
申呈に照らして具奏せるのみ。一夫の浮言より出するに、九重の
聖聴を煩瀆す。合に各人の備細の供詞を將て具本し復命すべし。
伏して望むらくは、天朝、海涵なる春育もて曠蕩の恩赦を覃敷せ